

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画
第5次DV防止実施計画（令和5～7年度）

令和6年度 年次報告書



令和7年7月 ダイバーシティ推進課

目次

1. 年次報告に関する説明	 2
2. 体系図	 3
3. 事業別一覧	 4 ~ 7
4. 基本目標ごとのまとめ	 8
5. 事業ごとの実績報告書	 9 ~ 22

∞年次報告に関する説明∞

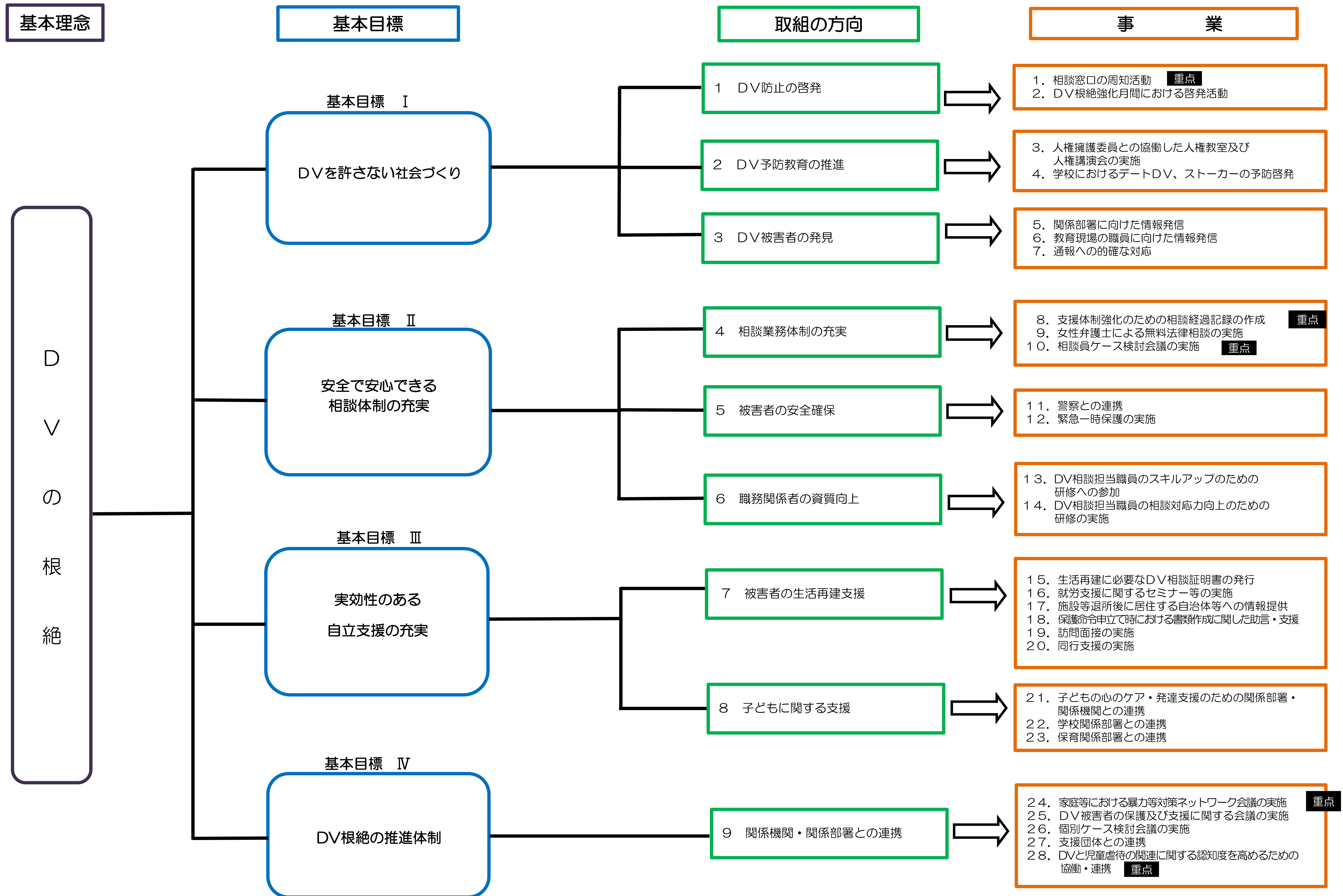
本報告は、市川市男女共同参画基本計画に基づく「第8次実施計画」の一部である「第5次DV防止実施計画」に記載されている進行管理事業について、市川市男女共同参画社会基本条例第9条第1項に定める令和6年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

- 事業別一覧（4～7頁）は、各事業ごとの事業概要をまとめたものです。
- 主要課題ごとのまとめ（8頁）は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、対前年度上昇率を掲載しています。

$$\text{※上昇率（％）} = \frac{\text{今年度数値} - \text{前年度数値}}{\text{前年度数値}} \times 100$$

- 9～22頁は、各事業ごとの実績報告書です。
- 所管課自己評価について
進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価しています。
 - ☐ : 十分達成できた
 - ☐ : 概ね達成できた
 - ☐ : やや不十分だった
 - ☐ : 不十分だった

第5次DV防止実施計画の体系図



■事業別一覧

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり		
取組の方向1 DV防止の啓発		
1	[重点] 相談窓口の周知活動	相談窓口の周知のため、案内チラシやカードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、5ヶ国語（英語・中国語・スペイン語・ベトナム語・韓国語）に対応した案内チラシカードを配布します。
2	DV根絶強化月間における啓発活動	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取組として、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やDVについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けて講座の開催等によりDV防止の啓発を行います。
取組の方向2 DV予防教室の推進		
3	人権擁護委員と協働した人権教室及び人権講演会の実施	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校39校）を対象に人権教室を毎年39校、中学生（市立中学校16校）を対象に人権講演会を毎年5校行います。
4	学校におけるデートDV、ストーカーの予防啓発	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。
取組の方向3 DV被害者の発見		
5	関係部署に向けた情報発信	市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
6	教育現場の職員に向けた情報発信	教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
7	通報への的確な対応	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、DV被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、DV被害者の早期発見に努めます。

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実		
取組の方向４ 相談業務体制の充実		
8	[重点] 支援体制強化のための相談経過記録の作成	状況に配慮した相談を実施するため、相談経過記録を作成します。記録を用いて、女性相談員やDV担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。
9	女性弁護士による無料法律相談の実施	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。
10	[重点] 相談員ケース検討会議の実施	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。
取組の方向５ 被害者の安全確保		
11	警察との連携	加害者から追及される危険性が高いDV被害者及び同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。
12	緊急一時保護の実施	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者及び同伴する子どもを一時保護します。
取組の方向６ 職務関係者の資質向上		
13	DV相談担当職員のスキルアップのための研修への参加	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、DV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。 ※国が実施する研修や、千葉県が実施する研修への継続的な参加を目標としています。
14	DV相談担当職員の相談対応力の向上のための研修の実施	相談における基本的態度や心得、困難事例への対応方法、DV相談担当職員のセルフケアなど、DV相談担当職員の状況に合わせた研修を実施します。

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実		
取組の方向7 被害者の生活再建支援		
15	生活再建に必要なDV相談証明書の発行	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のため、必要なDV相談証明書を発行します。
16	就労支援に関するセミナー等の実施	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。
17	施設等退所後に居住する自治体等への情報提供	一時保護施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。
18	保護命令申立てにおける書類作成に関する助言・支援	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。
19	訪問面接の実施	DV被害者の状況に応じて、女性相談員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。
20	同行支援の実施	DV被害者及び同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。
取組の方向8 子どもに関する支援		
21	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。
22	学校関係部署との連携	教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。
23	保育関係部署との連携	DV被害者が生活再建のため、就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制		
取組の方向９ 関係機関・関係部署との連携		
24	[重点] 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を適宜開催し、情報の共有化を図ることで組織間の連携を強化します。
25	DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告及びその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を適宜開催します。
26	個別ケース検討会議の実施	DV被害者支援のための情報の共有及び関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。
27	支援団体との連携	DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。
28	[重点] DVと児童虐待の関連に関する認知度を高めるための協働・連携	イベントや講座など、児童虐待関係部署と協働・連携した取組を行います。DVに関する情報を掲載したチラシ等を配布し、DVと児童虐待は密接に関わりがあることを広く市民へ周知します。

■基本目標ごとのまとめ

(基本目標ごとに設定した成果指標について)

※市川市e－モニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。第5次DV防止実施計画より成果指標を変更しました。

基本目標	成果指標	現状値 (令和4.8月)	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			結果(上段)/目標値(下段)	対前年度上昇率	結果(上段)/目標値(下段)	対前年度上昇率	結果(上段)/目標値(下段)	対前年度上昇率
Ⅰ DVを許さない 社会づくり	DVは許されないもの だと考えている人の割合	94.6%	93.0%	△1.7%	93.3%	0.3%		
			↗		↗		↗	
Ⅱ 安全で安心できる 相談体制の充実	本市にDVに関する 様々な窓口があること を知っている人の割合	73.2%	76.7%	4.8%	75.2%	△2.0%		
			↗		↗		↗	
Ⅲ 実効性のある 自立支援の充実	本市のDVに関する 様々な支援について 知っている人の割合	68.4%	30.0%	△56.1%	28.5%	△5.0%		
			↗		↗		↗	
Ⅳ DV根絶の推進体制	本市の緊密な連携による 支援に期待する人の割合	82.5%	80.0%	△3.0%	79.3%	△0.9%		
			↗		↗		↗	

※目標値の「↗」は対前年度上昇を示す。

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	[重点] 相談窓口の周知活動		No.	1
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	相談窓口の周知のため、案内チラシやカードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、5か国語（英語・中国語・スペイン語・ベトナム語・韓国語）に対応した案内チラシカードを配布します。			
指標	配布箇所数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	77箇所	78箇所	80箇所
実績	76箇所	79箇所	79箇所	
取組状況	カード配布と市公式Webサイトにより相談窓口を案内した。カードについては、日本語と英語を併記したもの、市公式Webサイトの相談窓口案内ページの2次元コードが付いたものとしている。 また、外国語カードは中国語・スペイン語・ベトナム語・韓国語のものもある。 【配布先】 ・市民窓口となる庁内各課・施設 38箇所 ・市内公民館 15館 ・第1庁舎、第2庁舎（女性トイレ及び受付）19箇所 ・男女共同参画センター（女性トイレ） 4箇所 ・公民館に併設されていないこども館 3箇所			
今後の課題等	庁内関係部署・施設のほか、医療機関や商業施設等への配布を検討していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	DV根絶強化月間における啓発活動		No.	2
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取組として、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やDVについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けて講座の開催等によりDV防止の啓発を行います。			
指標	啓発活動回数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	6回	6回	6回
実績	6回	8回	8回	
取組状況	①市公式Webサイト「11月はDV根絶強化月間」ページにて啓発 ②第1庁舎及び第2庁舎にDV防止月間についてのポスターを掲示 ③男女共同参画センター情報紙「ウィズレター」に特集記事掲載 ④DV防止講座「パートナーへのモヤモヤの正体、考えてみませんか？」（参加人数12人） ⑤公民館・図書館等に向けてDV防止啓発リーフレットを配布 ⑥広報紙（11/16号）にて「DV根絶強化月間」記事掲載 ⑦市のSNSにて「DV根絶強化月間」について発信 ⑧アンガーマネジメント講座～怒りに振りまわされない自分の作り方～（参加人数30人）			
今後の課題等	子育て世代やシニア世代、DV加害者の気づきにつながるような啓発を実施していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	人権擁護委員と協働した 人権教室及び人権講演会の実施		No.	3
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校39校）を対象に人権教室を毎年39校、中学生（市立中学校16校）を対象に人権講演会を毎年5校行います。			
指標	実施校数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	44校	44校	44校
実績	43校	45校	44校	
取組状況	・人権擁護委員が市内の市立小学校39校を訪問し、児童を対象に人権教室を実施した。 ・人権擁護委員（弁護士委員）が市内の中学校5校を訪問し、生徒を対象に人権講演会を行った。			
今後の課題等	児童や生徒が在学中に人権教室や人権講演会を受講できるよう学校と連携しながら実施に努める。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	学校におけるデートDV、 ストーカーの予防啓発		No.	4
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。			
指標	啓発活動回数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回	1回	
取組状況	平成25年度から市内の高校の生徒にデートDVのリーフレットを配布しており、令和3年度からは形を変えてポスター配布としている。 令和6年度は、市立中学校・義務教育学校向けにリーフレット、市内の高校（16校）向けにポスターを配布した。			
今後の課題等	生徒だけでなく学校職員についても、デートDVについて正しく理解し適切な対応が取れるよう継続的に啓発していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	関係部署に向けた情報発信		No.	5	
			所管課	ダイバーシティ推進課	
事業概要	市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。				
指標	市役所内の職員に向けた情報発信回数（啓発メール）				
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	1回	1回		
取組状況	全職員を対象に「DV被害者支援のための情報レター」を配信した。記事内容は「DVの種類」「DV防止法」「DV被害者の生活の安全を守るために（DV等支援措置）」、「業務中DV被害者に会ったら」、「DV加害者への対応」、「DV被害者の相談窓口紹介」等。				
今後の課題等	DV被害者を適切に相談窓口に繋がられるよう、DV相談窓口について職員に周知していく。				

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	教育現場の職員に向けた情報発信		No.	6
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。			
指標	教育現場の職員に向けた情報発信回数（啓発紙）			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回	1回	
取組状況	市立の教育現場職員を対象に「DV被害者支援のための情報レター」を配布した。記事内容は「DVの種類」「DV防止法」「DVが与える子どもへの影響」、「業務中DV被害者に会ったら」、「DV加害者への対応」、「DV被害者の相談窓口紹介」等。配布先は以下のとおり。 【配布先】 ・市立小中特別支援学校 57校 ・市立保育園、幼稚園 27校			
今後の課題等	現場での職員に意識づけしていくためには、啓発を継続していくことが必要であることから、レターの内容等を工夫しながら啓発に努める。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	通報への的確な対応		No.	7
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、DV被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、DV被害者の早期発見に努めます。			
報告	市民や医療機関からの通報に対する対応件数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	6件	1件	1件	
取組状況	通報者にDV相談窓口について情報提供を行い、DV被害者を相談窓口に繋いでもらうよう求めた。			
今後の課題等	通報は、DV被害者がケガをしている場合など、緊急的な安全確保が必要な状況が想定されるため、通報者に適切な案内ができるよう情報提供する内容を整理しておく。 また、いち早くDV被害者の面接相談を実施できるような相談体制をとっておく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務体制の充実

事業名	〔重点〕 支援体制強化のための 相談経過記録の作成		No.	8
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	状況に配慮した相談を実施するため、相談経過記録を作成します。記録を用いて、女性相談員やDV担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。			
報告	相談経過記録の作成実人数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	515人	446人	304人	
取組状況	令和6年度中に、個人を特定して相談を受け、新規に相談経過記録を作成した実人数は304ケースであった。 令和3年3月より、相談経過記録作成のためのシステム入替えがあり、以前のシステムより管理がしやすくなったと共に、関係課（こども家庭相談課、子育て給付課）と共通のシステム導入となったため、同一ケースに対する各課対応状況が把握しやすくなり、対応の連携、統一が図りやすくなっている。			
今後の課題等	個人情報や相談の経過等が記載されたシステムのため、情報管理にはより一層の注意が求められる。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務体制の充実

事業名	女性弁護士による無料法律相談の実施		No.	9
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。			
報告	弁護士相談開設回数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	48回	48回	48回
実績報告値	47回	48回	51回	
取組状況	令和6年度は予定通り、51回開設した。 【相談時間】毎週水曜日13時～17時（1日最大5名） （男女共同参画センター休館日を除く）			
今後の課題等	市の広報紙等で引き続き相談窓口を周知し、利用者の増加を図るとともに、電話や来所の際の相談内容に応じて、専門家の助言を受ける機会を提供できるよう推進していく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務体制の充実

事業名	[重点] 相談員ケース検討会議の実施		No.	10
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。			
報告	会議実施回数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	やや不十分だった	十分達成できた	
目標値	—	48回	48回	48回
実績報告値	35回	43回	48回	
取組状況	支援が必要な相談者やDV被害の危険性の高い相談者の状況を細やかに把握するため、平成29年12月より、ケース検討会議を月1回の実施から週1回を目安とした実施に変更し、相談に関わる職員で共有・検討を行っている。DV相談の担当が集合し、ケースの共有・検討を頻繁に行ったことで、対応スキルの向上に繋がった。			
今後の課題等	週1回のケース会議を継続し、相談者に信頼される相談を実施していく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	警察との連携		No.	11
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	加害者から追及される危険性が高いDV被害者及び同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。			
報告	警察と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	6件	38件	40件	
取組状況	緊急避難や避難対応後に安全教示が必要な場合等に、警察と連携し、DV被害者及び同伴者の安全確保を行った。			
今後の課題等	警察はDV被害者の身に危険が及ぶ場合に家庭に介入することができる機関であるため、警察と円滑に連携ができるよう、警察で受けられる支援について会議等で情報共有を図っていく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	緊急一時保護の実施		No.	12
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者及び同伴する子どもを一時保護します。			
報告	緊急一時保護を実施した件数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	6件	5件	7件	
取組状況	シェルター等避難は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親族等がない場合の緊急対応として実施している。 シェルター等への一時保護件数7件のうち、シェルター入所件数が6件、無料低額宿泊所入所が1件だった。			
今後の課題等	- 相談者がシェルターに避難するには、入所依頼を含めて半日以上かかる状況にある。相談者の精神的な負担を減らすため、待機時間の軽減を図る。 - 相談者の避難後の生活に関する不安を軽減するため、市で実施することのできる支援について、いち早く情報提供できるよう関係部署と連携していく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	DV相談担当職員のスキルアップ のための研修への参加		No.	13
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、DV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。 ※国が実施する研修や、千葉県が実施する研修への継続的な参加を目標としています。			
指標	研修会参加数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	10回以上	10回以上	10回以上
実績	13回 (延べ35名参加)	23回 (延べ52名参加)	21回 (延べ27名参加)	
取組状況	相談に関わる職員各自が、内閣府や県主催の研修会などに参加して業務で活用できる知識の習得に励んだ。 【令和6年度開催状況】 ・新任DV相談員研修 ・DV・児童虐待相談新任担当者研修(Ⅰ部) ・DV・児童虐待相談新任担当者研修(Ⅱ部) ・DV・児童虐待相談新任担当者研修(Ⅲ部) ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議(課長級) ・市町村DV対策担当課長会議 ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議(相談担当者級①) ・DV・児童虐待相談担当職員研修(Ⅰ部) ・DV・児童虐待相談担当職員研修(Ⅱ部) ・DV・児童虐待相談担当職員研修(Ⅲ部) ・DV被害者等支援連絡会議 ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議(相談担当者級②) ・スーパービジョン研修(千葉県主催) ・保護命令手続きに関する千葉地方裁判所との協議会 等			
今後の課題等	相談業務経験の浅い職員を中心に研修参加を促し、相談の質を向上させていく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	[新規] DV相談担当職員の相談対応力の 向上のための研修の実施		No.	14
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	相談における基本的態度や心得、困難事例への対応方法、DV相談担当職員のセルフケアなど、DV相談担当職員の状況に合わせた研修を実施します。			
指標	研修実施数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回	1回	
取組状況	令和6年度 スーパービジョン研修 DV相談担当職員のスキルアップを目的として、DVに関する知識と理解を深めるための研修会を開催。 「境界線」と「アタッチメント」から見つめる自己、そして相談の研修を行い対応スキルの向上を図った。 (令和6年11月30日 相談員及び担当職員8名参加)			
今後の課題等	継続した受講が個のスキルアップになることから、今後もニーズに応じた研修を実施し、相談対応の底上げに繋げる。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	生活再建に必要なDV相談証明書の発行		No.	15
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のため、必要なDV相談証明書を発行します。			
報告	DV相談証明書の発行件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	314件	370件	333件	
取組状況	DV被害者の生活再建（自立支援）や安全確保に必要なDV相談証明書（住民基本台帳の閲覧制限に関する申出の意見書245件を含む）を発行した。 その他、給付金申請に必要な確認書を1件発行した。			
今後の課題等	早急にDV相談証明書が必要となる相談者のため、証明書の発行にかかる時間を短縮していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	就労支援に関するセミナー等の実施		No.	16
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。			
指標	セミナー等の実施回数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	6回	6回	6回
実績	6回	6回	6回	
取組状況	男女共同参画センターで仕事と家庭の両立を考え復職や求職を考えている女性を対象に「就労支援セミナー」を2回実施した。 ●第1回（仕事に役立つアプリ・ツール活用） 令和6年9月3日、9月10日、9月17日（全3回） ●第2回（仕事に役立つエクセル活用&便利技） 令和7年2月14日、2月21日、2月28日（全3回）			
今後の課題等	相談者の状況に応じた講座情報を周知していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	施設等退所後に居住する自治体等への 情報提供		No.	17	
			所管課	ダイバーシティ推進課	
事業概要	一時保護施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。				
報告	居住する自治体等への情報提供件数				
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	—	—		
目標値	—	—	—		
実績報告値	2件	2件	0件		
取組状況	令和6年度中、一時保護施設退所後に他自治体へ居住したケースは全2件。 他自治体の要請に応じて情報提供を行うが、同年度中は当該への要請は0件であった。				
今後の課題等	情報提供の際は、情報の行き違い等がないよう関係部署と役割分担を明確にして対応する。				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	保護命令申立て時における書類作成に関する助言・支援		No.	18
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。			
報告	保護命令の申立て件数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	0件	0件	1件	
取組状況	安全対策上、保護命令が有効な手段と考えられる相談者については情報提供を行っている。また、保護命令申立書の作成等について援助している。 令和6年度においては1件の支援を行った。また、裁判所への書面提出や警察への安全対策票の提出など保護命令申立てに関する後方支援についても行った。			
今後の課題等	相談に関わる職員が保護命令についての理解を深め、手続きに関する説明や援助を行えるようにする。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	訪問面接の実施		No.	19
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	DV被害者の状況に応じて、女性相談支援員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。			
報告	訪問面接の実施件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	2件	8件	9件	
取組状況	シェルターや施設に入所中のDV被害者に対して訪問面接を実施し、本人の意向に沿いながら福祉支援につなげた。DV被害者の心情を考慮し、シェルター入所後速やかに訪問面接を実施するよう努めている。また、身体的な理由等から来所が困難な相談者については、自宅へ訪問し、面談を行っている。			
今後の課題等	シェルター入所後、いち早く訪問面接を実施できるような相談体制をとっておく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	同行支援の実施		No.	20
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	DV被害者及び同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。			
報告	同行支援の実施件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	2件	5件	5件	
取組状況	シェルター入所中のDV被害者に対して、施設入所のための面接等や役所手続き等が必要な際に同行支援を実施し、本人の意向に沿いながら生活再建のための支援につなげた。			
今後の課題等	同行支援はDV加害者と遭う危険性があるため、安全に配慮しながら計画的に実施する。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	子どもの心のケア・発達支援のための 関係部署・関係機関との連携		No.	21
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。			
報告	子どもに関係する部署と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	73件	104件	78件	
取組状況	DV被害者の同伴児の支援機関に対し、同伴児が必要な支援を受けられるよう情報共有を行っている。支援の際、DV加害者に居場所を知られないよう注意喚起している。			
今後の課題等	子どもの目の前でDVが起きる家庭状況は、面前DVとして子どもへの精神的な虐待に該当する。DVと児童虐待は密接に関係しているため、子どもの福祉についても念頭に置きながら相談対応していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	学校関係部署との連携		No.	22
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。			
報告	学校関係部署と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	2件	22件	21件	
取組状況	義務教育課程の子を同伴するDV被害者の避難等に際しては、教育委員会を通じて世帯の状況を共有し、学校等から避難情報が漏れることのないよう、また、避難先でスムーズに登校が叶うよう、連携して対応を行った。			
今後の課題等	DV被害者の避難に際し、転校を要する子どもについては、新しい居住地で安心して学校に通学できるよう、引き続き教育委員会等と連携して対応していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	保育関係部署との連携		No.	23
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	DV被害者が生活再建のため、就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。			
報告	保育関係部署と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	20件	16件	12件	
取組状況	避難後に同伴児の保育園等入園手続きが必要になるDV被害者に対して、DV相談証明書の発行にて支援した。			
今後の課題等	避難後の生活再建において、同伴児の保育園等入園を希望するDV被害者のためDV相談証明書等にて引き続き支援していく。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	〔重点〕 家庭等における暴力等 対策ネットワーク会議の実施		No.	24
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を適宜開催し、情報の共有化を図ることで組織間の連携を強化します。			
指標	会議の実施回数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標値	—	1回以上	1回以上	1回以上
実績	1回	1回	1回	
取組状況	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。（関係機関、関係部署の職員が参加し、情報共有が図られた。）			
今後の課題等	被害者支援について関係機関、関係部署と共通認識を持ち、更に支援を充実させることができるよう、ネットワーク会議を通じて関係部署の連携を強化していく。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	DV被害者の保護及び支援に関する 会議の実施		No.	25
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告及びその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を適宜開催します。			
指標	会議の実施回数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標値	—	1回以上	1回以上	1回以上
実績	1回	1回	1回	
取組状況	家庭内で起こる虐待防止に関係する庁内8課、庁外3機関が出席し、DV相談の対応状況報告や事例検討等を行った。			
今後の課題等	DV被害者が置かれている状況や関係機関が抱える問題等を実務担当者で共有し、支援において有益となる情報交換をする。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	個別ケース検討会議の実施		No.	26
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	DV被害者支援のための情報の共有及び関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。			
報告	会議の実施回数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	1回	1回	1回	
取組状況	避難を希望するDV被害者の支援について、関係機関と協議し情報共有しながら対応にあたった。			
今後の課題等	DV被害者の生活再建等において、複数の関係機関の連携が必要なときに関係機関を集めて会議を実施する。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	支援団体との連携		No.	27
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。			
指標	連携事業の実施回数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	やや不十分だった	
目標値	—	6回	6回	6回
実績	6回	6回	4回	
取組状況	男女共同参画センターを拠点にDV防止啓発活動に取り組む市民団体（ウィル市川）と協働事業を実施した。 【事業内容】 ・DV被害女性を救うための事業 4回（ゆったりと過ごせるフリースペース〈アートワークコーナー等有〉を提供し、悩みを抱える女性に相談窓口の案内などを行っている。）			
今後の課題等	効果的な事業としていくために、事業内容及び協働で実施する市民団体の運営支援のあり方を検討していく。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	〔重点〕 DVと児童虐待の関連に関する 認知度を高めるための協働・連携		No.	28
			所管課	ダイバーシティ推進課
事業概要	イベントや講座など、児童虐待関係部署と協働・連携した取組を行います。DVに関する情報を掲載したチラシ等を配布し、DVと児童虐待は密接に関わりがあることを広く市民へ周知します。			
報告	児童虐待関係部署と協働・連携したイベントや講座件数			
年度 項目	現状 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (第5次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	
目標値	—	—	—	
実績報告値	1件	1件	1件	
取組状況	児童虐待関係部署と連携し、市内大学の学生に対してDVや児童虐待に関する講義を行った。DVと児童虐待は密接に関わりがあることの理解促進を図った。			
今後の課題等	DVと児童虐待が密接に関連しており、片方のみの支援では本質の解決には繋がらないことについて、引き続き関係部署と連携して啓発に取り組んでいく。			